

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年3月31日（木）16:30～16:54
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

駒崎 弘樹 認定NPO法人フローレンス代表理事

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 小規模認可保育所に係る物件規制の緩和について
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングということで、年度末にもかかわらず、お忙しい先生方、それから、駒崎さんにもまた来ていただきまして、始めさせていただきます。

医療的ケア児の居宅以外におけるケアというところについて、事務的にお話もさせていただいておりますが、厚生労働省とワーキンググループを1回開かせていただきました。厚生労働省はそれなりに考える余地はあるということを言いながらも、どちらかと言うと、文部科学省の行政とも相当絡むのでという言い方をしていましたので、文部科学省も含めて、今後協議をした上で、場合によってはまた駒崎さんと三者でワーキンググループの同じ席で議論を戦わせていただくような話に早急に移らせていただきたいと思います。

今日はまた新しい御提案ということで、以前からもそうですが、これも一億総活躍のための保育所のできるだけ質の高い、いい保育所をたくさん造っていくという流れに沿った問題だと思っております。

それでは、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 いつもいい提案をしてくださって、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○駒崎代表理事 認定NPO法人フローレンスの駒崎です。

今日は、待機児童問題を東京で作ってしまっているバリアフリー法についてお話しさせていただきます。

待機児童問題については、今「保育園落ちた日本死ね!!!」というブログが話題になっていますけれども、2万3,000人と言われていています。実際にはもっともっと潜在待機児童がいますので、多いのですけれども、そのうちの3割強は東京都に集中しています。ですので、東京都でどう待機児童を解消するかというのが全国の待機児童を解消していくための大きな大きな要素になるわけなのです。

その中で、東京都に集中させてしまっている一つの要因が物件の壁です。そもそも物件が不足しているということもあるのですが、一方で、過剰規制が存在しております。過剰規制とは何かと言いますと、国のバリアフリー法に基づくバリアフリー条例を保育所に適用しているということがございます。それを今回、特区で是非取っ払っていただきたいところなのですが、解決策の部分に行かせていただきます。

東京都のバリアフリー条例の構造というのはこうなっています。まず、国のバリアフリー法で定める特別特定建築物に対して、建築物バリアフリー条例で定める特別特定建築物の上乗せ規制を課しているという、二段構えになっているわけです。このバリアフリー法というのは、高齢者の方や障害者の方が移動しやすかったりするために、バリアフリーにしようねというものなのです。この対象は不特定多数または主として高齢者や障害者等が利用する建築物特定施設の部分が対象となります。不特定多数または高齢者、障害者が使うものということなのです。

ただ、東京都の場合は、それを不特定多数ではなくて、多数の者という形にして、より厳しくしています。多数の者が利用したら、このバリアフリー条例に引っ掛かりますから、ちゃんとバリアフリーにしてくださいねという建付けになっているわけです。

一方で、今回話題となっている保育所、特に私たちがやっている小規模認可保育所というのは、子どもの定員数は6人から19人までの少数の子どもたちを預かる、少人数の子どもたちを預かる保育所です。6人から19人なので、我々の保育所では平均12人の子どもを預かっています。12人というのは不特定多数ではないですね。かつ、多数の者でもありませんし、普通の子どもたちを預かって、保育士がいるというだけの施設なので、車椅子の人とかもめったに来ないわけですね。来ることももしかしたら万が一あるかもしれないのですけれども、そのときは何か別に対応がある。子どもの施設ですので、高齢者施設でもないわけですね。にもかかわらず、通路を車椅子が通れるようにとか言うてくるわけですね。

次のページ、色々あるわけですよ。トイレは車椅子でも使いやすいように。だから、マンションの一室でやっているような場合でも、誰でもトイレを造ってくださいといわれてしまうわけですね。ちょっと不可能なことをたくさん言われてしまうわけですね。

2方向避難というのもあるのですけれども、これも、2カ所2方向で、火事とかで逃げられるようにということなのですけれども、でも、最終的な避難先が10メートル離れているというようなことがあるので、つまり、例えば、入口と出口が同じ、ここなのですけれども、そこからそこまで10メートル離れているような物件でないと厳しい。でも、なかなか例えば、こことここだったら3メートルぐらいなのです、アウトみたいな。10メートル離れていると言うと、相当どういう物件なのだろうみたいなすごいことになってしまうので、難しいですね。

そもそも、このバリアフリー法で定める特別特定建築物ではないですねということを言いたいのです。なのですけれども、今はなぜかこのバリアフリー法で定める特別特定建築物に小規模認可保育所も対象になっていて、東京都はそれに準じていて、それを満たしていないとダメですよ、造らせませんとなっています。

○八代委員 最初にそれを決めたのは国なのですか。小規模認可所も特定の建物だと。

○駒崎代表理事 実は、このバリアフリー法では、その対象を細かくは定めていないのです。

○八代委員 解釈ですね。

○駒崎代表理事 そのバリアフリー法を解釈して、東京都が、当然認可所も入りますね、認可所の中へ小規模認可認可所もきっと入りますねと流れになっていて、現場の自治体も、東京都も何も言っていないし、多分そのままでしょうとなっていて、我々に指導してくれと。

○八田座長 でも、条件は不特定多数または主として高齢者、障害者等というのが元々の記載なのでしょう。

○駒崎代表理事 そうです。ただ、東京都においては多数の者が利用するも入るので。

○八田座長 裁判をやったら勝つのではないですか。無視してやって。

○駒崎代表理事 無視しようと思うと、自治体が、「いやいや、君は何でこの東京都のバリアフリー条例に従わないのですか、そんなことをしたら認可しないですよ。」と今は言われています。なので、我々は、ちょっと待ってくださいと言っても、そんな通知は出ていないし、きっとこれはそのまま、今までも認可所ですとそうだったし、実は小規模認可認可所は2015年、つまり昨年度から作られた制度なので、新しいのです。だからなおさらよく分かっていないと言うか。

○八田座長 でも、普通の認可所だっておかしいですね。普通の認可所も黙ってこれを当てはめているわけですか。

○駒崎代表理事 そう。

○八田座長 そこをまず変えないといけない。

○駒崎代表理事 そうなのです。ただ、普通の認可所だと150人定員とかもあることはあるので、そうすると多数の者と言えなくもないのです。私は言わないほうがいいと思いますけれども、国がそういうロジックを出してきたら、150人は確かにと。ただ、12人の施設

を多数というのはどう考えても言えないわけなので、まずは小規模から突破して、そのうち保育所全体に広げようよとできればいいかなと思っているのです。

東京都に言っても埒が明かないので、国のほうの通知か何かで、国土交通省の通知で、バリアフリー法に小規模保育というのはそもそも掛からないですというのを一発出してくれば、それを基に東京都と交渉できるので、クリアできるかなと思います。

ちなみに、仙台市ではバリアフリー法は適用除外になっています。

○八田座長 それは小規模だけですか、保育所そのものですか。

○駒崎代表理事 小規模認可です。なので、ここに申請があるわけです。何で東京都が掛けていて、仙台市が掛けなくていいんだという、そもそもそういう状況になっているので、ナンセンスであることは変わらないということなので、ここは是非通知か通達を出していただきたい。

以上です。

○八代委員 多数の定義。多数というのは何なのでしょう。

○駒崎代表理事 何をもって多数なのかよく分からないのです。

○八代委員 分からないけれども、とにかく19人以下の小規模は多数ではない、バリアフリーの適用除外だという通知を一本出してもらえばいいわけですね。

○駒崎代表理事 出してもらえばクリアですね。

○八代委員 非常に明快ですし。

○駒崎代表理事 意外なところに待機児童問題の要因が潜んでいたという、笑い話なのか。

○八田座長 もし、150人以上の保育所でも車椅子を義務付ける理由は何もないでしょう。

○駒崎代表理事 ないです。

○八田座長 元来なら、保育所は全てと言ってもいいのです。

○駒崎代表理事 本当はそうですね。

子ども用の車椅子はもしかしてあるのかもしれないのですけれども、その場合は、保育士が一生懸命ケアしますので、別に大人の人が車椅子で闊歩するわけではないので、そもそもこの意味がほとんどないことをやっているのですけれども、なおさら小規模認可で12人とかで最大19人の子どもを預かるところでこれを掛けてくるというのは、全くの惰性でしかない。

○八代委員 惰性なのか、それを口実に小規模保育所を妨害したい人がいるか、どうなのですかね。そんなことはないですか。

○駒崎代表理事 役所と話していると、前からずっとこうだったから、特に何も言われていないから、我々を変えてしまったら我々のリスクではないですかという感じ。

○八代委員 増やしたいというインセンティブはないのですか。

○駒崎代表理事 自治体は二つの顔を持っていて、外向きには増やしたいと言っています。ただ、内向きには、変なところは入ってきてほしくない。それで事故ったら自分たちの責任になる。待機児童解消できなくても、自分たちの責任にはならないというマインドセッ

トなので、たくさん増やすよりは変なところを排除したい。だから、こういうことを言われても、もし、それで何かわけが分からないところに入ってこられても困るし、都が何か言ってきたら動きますけれども、我々は基礎自治体なので知りませんと。都に言うと、国がバリアフリーと言っているのだからという話で。

○八代委員 小さいと変なところだという関係を持つわけですね。大きいところは信用できる。

○駒崎代表理事 そういう認識はありますね。厚生労働省に言っても、我々は知らないのと。

○八代委員 自治体の話なので。

○駒崎代表理事 自治体の話だし、かつ、バリアフリー法を我々は定めていないので知らないですという話もあります。

○八代委員 厚生労働省の管轄ではないのですね。

○駒崎代表理事 国土交通省です、バリアフリーは。国土交通省は保育所とかのことを全く知らないで、そのつもりもないと思います。そんなことを強いているつもりもないという、悪いことをしているという認識はないと思います。

○八代委員 無責任ですね。

○駒崎代表理事 多分、お互いの制度と制度の狭間に落ちてしまった。

○八田座長 不特定多数のところにはバリアフリーを義務付けるのはいいが、そうではないところは、勝手にしなさいでいいのではないかと思うのです。国土交通省が不特定多数でないところまで義務付けてしまうのは、やはりバリアフリーにすることが、建設業界の利権だからではないかと思います。

○八代委員 利権ですね。とにかくバリアフリーにしたい。

○八田座長 それはすごい圧力。

○八代委員 それは言えますね。だけれども、小さいところは不安だというのは、いわゆる認可外が色々問題を起こしているからで、これは認可保育所なわけですね。

○駒崎代表理事 小規模な認可保育所です。だから、規制をする意味もないですし、普段同じ子が来るので不特定でもないし、多数でもない。高齢者施設でもないし、障害者施設でもないのです。全ての意味において当てはまらない。

○八田座長 これは当然、我々としてやるべきではないのですか。

○藤原次長 そうですね。ありがとうございます。

まず、東京都ですね。東京都とは随分議論されているという理解でよろしいですか。

○駒崎代表理事 東京都は都議会議員の方を通じて一応言っているのですけれども、東京都は暖簾に腕押しですね。

○藤原次長 危機意識が全然なくて、前例主義でやっていらっしやるだけですね。

○駒崎代表理事 部署が違いますと。

○八代委員 横浜市というか、神奈川県はどうなのですか。そちらは神奈川県はやってお

られないですか。

○駒崎代表理事 神奈川県は我々はちょっとやっていないので分からないのですが、待機児童の3割が東京都に一極集中しているから、ここで変えるだけでもかなり大きいインパクトになると思いますけれども、東京が変わると、他の自治体も、いいんだみたいになるので、ドミノ倒しが起きてくる可能性はありますね。

○藤原次長 我々も区域会議という仕組みを、昨日も八田先生には広島県に行っていて、毎月のようにやっているのですが、メンバーは国と自治体と事業者なのです。基本はみんな一致して規制緩和を推進していこうという事業をそこで決定して、諮問会議に持っていくのですが、本当はその使い方も、地方の規制をむしろ国と事業者で直していかなくてはいけないなど、先生方とも議論していたところでした。こういう話はまさに区域会議などで議論をして、むしろ自治体規制を改革していただくというモデルケースにしてもいいぐらいの話だと思っております。

○駒崎代表理事 東京都としては強硬に反対したいというよりは、惰性でずっとそうだったから、当然そうですねというだけなので、そうではないですよとあれば、よって立つものがなくなるので、そうですねという感じ、程度だと思います。

○藤原次長 とにかく東京都を呼んで、担当部局とやってみるということですかね。場合によっては、また駒崎さんにも来ていただいて、現場の御意見を頂戴する。

○八代委員 通知を出せという、国土交通省に。

○八田座長 これはどのぐらい障害になっているかという、小規模の場合にはかなり決定的に大きな障害と見ていいのですか。

○駒崎代表理事 例えば、バリアフリー法をそのまま掛けられると、誰でもトイレを造ってくれと言われるのです。そうすると、マンションで誰でもトイレを絶対に造れないです。マンションは改装できないので。その瞬間、マンションでもできる小規模認可保育所だったのに、一切マンションでできなくなるというすごい事態になるということですね。

かつ、百歩譲ってマンションではなくても、商業物件を借りて、バリアフリートイレを造りましたというときも、そのトイレは基本誰も別に使わないですよ。普通に使いますけれども、バリアフリートイレである必要はない。その改装費はすごくかかるのです。しかも、今オリンピック需要があるので、ものすごく資材費が高騰している中で、それを初期で払わなければいけないとなると、すごい参入障壁になるので、これだけ保育所が必要だと言っているのに造らなくさせるディスインセンティブがものすごくかかるのです。

○八田座長 そうしたら、いざとなったら国でそういう通達を出してもらおうけれども、その前にまず、東京都にそういうことよりはまずあんたのところで行ったほうがいいのかということをやるといいますね。その場合には、内閣府の手柄にはなりにくいかもしれない。

○藤原次長 それでもいいと思います。問題解決できればいいので、東京都、場合によっては国土交通省を呼んで、御議論していただく。そのときに駒崎さんに来ていただくかど

うかは、また日程調整させていただければと思います。

○八代委員 バリアフリー特区だと国土交通省になるわけですね。

○藤原次長 国土交通省のほうで何か措置を取るということであれば、特区という扱いにもなり得ます。どちらでもいいと思いますが。

○八田座長 元来、特区でやるような話ではないね。

○藤原次長 これは東京都の条例の解釈を直せばいい話なので。

○八代委員 だけれども、特区でやれば向こうもすぐに特区を作らせないために全国でやるから。そういう意味では。

○藤原次長 特区でやるぞと全国の出口を求めるというやり方だと思います。

○八代委員 ちょっと時間があるから、あと10分。別の件なのですが、駒崎さんのほうは、事業所内保育所は使っておりませんか。

○駒崎代表理事 使っていないです。

○八代委員 世田谷区に聞いたら、あれはすごく規制が厳しくて、実質上使えないのだと。事業所内保育所というのは元々従業員のためなのだけれども、今、待ちの人を一人でも入れれば認可保育所並みの補助金が付くのですね。

だけれども、認可保育所並みの規制もかかるからということですね。あれは小規模ですね。小規模保育所ではなくて、事業所内保育所だと言ったら、同じことはできないのですか。

○駒崎代表理事 事業所内保育所もこれはかかります。

○八代委員 同じことですか。バリアフリーだからね。

○駒崎代表理事 どこでもかかります。

○八代委員 問題ですね。

○駒崎代表理事 あとは、事業所内保育所が今人気がないのは、都内だと通勤があるではないですか。満員電車で子どもを乗せるのはしんどいではないですか。だから、事業所内保育所は地方で結構ワークする仕組みで、つまり、車社会だったらワークするのですけれども、都心だとなかなかやりづらい。

○八代委員 だけれども、近くの主婦などが、例えば、歩きとか自転車で来られるようなところならば大丈夫。

○八田座長 丸の内でもやっても難しい。

○駒崎代表理事 ヤクルトだったらワークするのです。区域にべったり張り付いていますから。ただ、それこそ丸の内というのはちょっと難しい。

○八代委員 ただ、事業所内保育所を私が法案を見たときに、一人でも事業所の人がいたら、あと99%待ちの人だっていいわけですね。

○駒崎代表理事 そうですね。なので、実は緊急対策で、企業主導型事業所内保育という新しい類型ができて、これは今まで事業所内保育だから、事業所のビルとかの中に入っていないわけではいけなかったのですけれども、規制緩和でどこでもいいよとなるのです。

かつ、自治体を通さなくていいと。今、実はこの保育所の問題でもう一つ問題があるのは、基礎自治体がそれこそそんなに増やしたくないと思っていたりするのです。なかなか認可を出さなかったりするのです。なので、そういう自治体の中抜きして、勝手に国からお金をもらって、勝手に事業者がやるという、ちょっとバウチャーに近いですけども、そういうやり方もいいよとなったのです。

○八代委員 それはどこがいいと言っているのですか。

○駒崎代表理事 厚生労働省です。

○八代委員 厚生労働省の旧労働省の部分ですね。

○駒崎代表理事 ただ、一応子ども・子育て支援法の枠組みの中でやるので、旧労働省ではなくて保育部門なのですけれども、こういうのがこの4月からやれるよとなっているので、ちょっとバージョンアップはしている。

○八代委員 この4月からまさに。

○駒崎代表理事 そうですね。

あと、世田谷区とかは典型的な参入障壁を自ら作る人たちで。

○八代委員 そうですか。随分良くなったと彼らは言っているのですが。

○駒崎代表理事 例えばですけども、面積基準とかも、ゼロ歳児3.3㎡が国の基準なのですけれども、彼らだけ5㎡なのですよ。

○八代委員 3.3㎡を5㎡にしている。

○駒崎代表理事 旧都基準というのですけれども、都基準が昔は厳しかったのです。それをそのまま使っています。なぜかと言うと、広いほうが子どもたちにとっていいからという彼らの信念ですね。

なのですけれども、一方で、目の前で待機児童がうず高く積まれていて、この人たちは何らの恩恵も受けていないし、もしかしたら、この人たちの中でストレスで虐待が起きているかもしれない。

しかし、入った人たちの質に優先順位を置いている。これはいかなものかという話があるのです。なので、そういう意味では、この待機児童問題は実は自治体側の過剰規制というものがかなり足を引っ張っているという面はあるので、本当であれば、当初の案のように、指定制とあって、介護や医療と同じように事業者がある明確な基準を超えていれば、誰でもやれますよとすれば良かったのですけれども、制度を作るときに、一部の自民党の方々とかが、それではちょっと質が担保できないから、自治体が配給する形を残しておこうということで、福祉配給制を温存しているのです。いまだにポイント制とかをやっているというところがあって、新制度で結構ドラスチックに、70年ぶりに変わったのですけれども、そこが残っていたがゆえにちょっとスピードが、機動性がないというのが今の待機児童大爆発につながっているという状況です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

会議をここで閉会したいと思います。